

消食表第69号
令和6年3月1日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、「食品衛生法施行規則」（昭和23年厚生省令第23号）が一部改正され、同規則第12条の規定により別表第1に定める人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに「ポリビニルアルコール」が追加されたことから、「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）のうち、別添 添加物1－1の「簡略名又は類別名一覧表」に「ポリビニルアルコール」を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。